

市県民税のしくみについて



市県民税と所得税ではどんなところが違いますか？

市県民税と所得税は、どちらも所得に対して課税されるものだと聞きました。両者の違いはどこにあるのですか？



主な違いは次のとおりです。

- 1 市県民税は前年中の所得に対して課税され、県民税分も合わせて市に納めます。
所得税は今年中の所得に対して課税され、国に納めます。
※ 市県民税の呼びかたはお住まいの都道府県・市区町村により異なる（例：町県民税）ため、総称して住民税と呼ばれことがあります。
- 2 市県民税には「均等割」と「所得割」があります。
(1) **均等割**…一定額を超えた所得があるかたに負担していただきます。（P 3 参照）
(2) **所得割**…所得控除額より所得額が大きいかたに負担していただきます。
所得税には「均等割」に相当するものがなく、「所得割」に相当するものだけがあります。したがって、一定の所得があると、所得税が非課税でも、市県民税は課税となります。
※ 均等割額（年額）は、市民税 3,000 円、県民税 1,800 円です。
県民税 1,800 円には、「秋田県水と緑の森づくり税」800 円が含まれます。
令和6年度から森林環境税（国税）1,000 円も均等割額と併せて市が徴収します。
※ 秋田県秋田市は、市民税・県民税とも地方税法に基づく標準税率での課税のため、所得や控除が同じ場合、「秋田県水と緑の森づくり税」分を除くと、ほとんどの都道府県・市区町村と税額は変わりません。
- 3 所得控除の額が異なります。
市県民税の控除額は、おおむね所得税より小さいため、所得税と市県民税では課税対象となる課税標準額（所得－所得控除額）が異なります。そのため所得税で課税標準額が0円で非課税でも、市県民税では課税標準額があり、所得割が課税になることがあります。※市県民税の控除額はP 21～P 23「市県民税の所得控除一覧」をご覧ください。
- 4 税率が違います。
市県民税の税率は課税標準額に対し一律ですが、所得税は課税標準額に応じて税率が変わる超過累進課税となっています。

市県民税（所得割）

課税標準額	市民税	県民税
一律	6 %	4 %

所得税（平成27年分以降）

課税標準額	税率（%）	速算控除額
195万円以下	5	0円
195万円超330万円以下	10	97,500円
330万円超695万円以下	20	427,500円
695万円超900万円以下	23	636,000円
900万円超1,800万円以下	33	1,536,000円
1,800万円超4,000万円以下	40	2,796,000円
4,000万円超	45	4,796,000円

※課税標準額 × 税率 - 速算控除額 で算出します。

※復興特別所得税（2.1%）が計算後の税額に対してかかります。

5 税金の納付方法が違います。

	給与収入のかた	毎年6月から翌年5月の給与から差し引かれます (給与からの特別徴収)。 ※ 給与と不動産などの所得がある場合、申告により給与以外を普通徴収にすることが可能です。
市 県 民 税	年金収入のかた	年金分の税額は以下の徴収方法によって納めていただきます。 <65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)のかた> 年金支給月に年金から差し引かれます(公的年金からの特別徴収)。 詳細についてはP13をご覧ください。 ※ 年金以外の所得がある場合は、年金からの特別徴収のほかに、給与からの特別徴収あるいは普通徴収での納付になる場合があります(P15参照)。
		<65歳未満(昭和35年1月2日以後生まれ)のかた> 給与所得のあるかたは、給与に課税される分とあわせて給与から差し引かれます(給与からの特別徴収)。 給与所得のないかたは、納付書か口座振替で納めていただきます(普通徴収)。
		そのほかのかた (事業主など)
所得 税	給与収入のかた	4期(6・8・10・1月)で納付書や口座振替などにより納付します(普通徴収)。 納税通知書は通常毎年6月上旬にお送りしています。
所得 税	そのほかのかた	毎年1月から12月までの給与と、ボーナスから概算額が差し引かれます(源泉徴収)。 年末に再計算して税額を精算します(年末調整)。



所得税が還付だと、市県民税も還付になりますか？

私は税務署で前年の所得について確定申告をして、所得税の還付を受けました。市県民税の還付は受けられますか？



原則的に市県民税は還付にはなりません。

所得税は、給与や年金などの支払時に、支払額に応じた税額が源泉徴収で差し引かれます。しかし、その税額は確定したものではなく、年末調整や確定申告により年間の所得税を再計算し、天引き額が不足していれば納付、多ければ還付となります。

一方、市県民税は、前年の所得に対して税額を計算して納税通知書(会社から特別徴収のかたは税額通知書)をお送りしています。そのため既に納付された税額ではないので、還付にはなりません。

ただし例外的に、次のような場合などは還付が発生することがあります。

- ①上場株式の配当等や上場株式等の譲渡益の支払を受け、それに応じた市県民税の税額が天引きされている場合
- ②年金から市県民税が特別徴収されているが、仮徴収税額が最終的な年税額を上回っている場合(P13参照)
- ③既に納付済の分について、申告などにより税額が減少した場合